

令和5年第2回亀岡市議会定例会9月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第3（第16条関係）			別表第3（第16条関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額	土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に <u>100分の110を乗じ</u> 土地使用料を加算した額	建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に <u>当該建物の敷地に対する</u> 土地使用料を加算した額
備考			備考		
1～3 （略）			1～3 （略）		
4 使用料の額に <u>円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。			4 使用料の額に <u>1円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。		
5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。			5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。		
6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。			6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。		
7 電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。			7 電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。		
8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。			8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。		
			9 <u>建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。</u>		

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第4（第15条関係）			別表第4（第15条関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額	土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に <u>100分の110を乗じ</u> _____ 土地使用料を加算した額	建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に <u>当該建物の敷地に対する</u> 土地使用料を加算した額
備考			備考		
1～3 （略）			1～3 （略）		
4 使用料の額に <u>円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。			4 使用料の額に <u>1円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。		
5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。			5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。		
6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。			6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。		
7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。			7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。		
8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。			8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。		
			9 <u>建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。</u>		

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第3（第12条の2関係）			別表第3（第12条の2関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額	土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の110を乗じ 土地使用料を加算した額	建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に当該建物の敷地に対する土地使用料を加算した額
備考			備考		
1～3 （略）			1～3 （略）		
4 使用料の額に <u>円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。			4 使用料の額に <u>1円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。		
5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。			5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。		
6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。			6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。		
7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。			7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。		
8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。			8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。		
			9 <u>建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。</u>		

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
別表第3（第3条関係） その他庁舎使用料				別表第3（第3条関係） その他庁舎使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
土地 使用 料	電柱その他柱 類、水道管そ の他管類、地 下電らんそ の他線類、公衆 電話所	亀岡市道路の占有に関する条例（昭和31年亀岡市条 例第36号）に定める額		土地 使用 料	電柱その他柱 類、水道管そ の他管類、地 下電らんそ の他線類、公衆 電話所	亀岡市道路の占有に関する条例（昭和31年亀岡市条 例第36号）に定める額	
	その他の土地	1年	固定資産評価基準により算定した額に 100分の4を乗じた額		その他の土地	1年	固定資産評価基準により算定した額に 100分の4を乗じた額
建物使用料		1年	固定資産評価基準により算定した額に 100分の6を乗じた額に <u>100分の110を乗 じ</u> _____土地使用料を加算した額	建物使用料		1年	固定資産評価基準により算定した額に 100分の6を乗じた額に <u>当該建物の敷地 に対する</u> 土地使用料を加算した額
駐車場使用料		1月ごとに つき1台	5,090円	駐車場使用料		1月ごとに つき1台	5,090円
備考				備考			
1～3 （略）				1～3 （略）			
4 使用料の額に <u>円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。				4 使用料の額に <u>1円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。			
5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。				5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。			
6 電柱の支線、支柱は、電柱1本として計算する。				6 電柱の支線、支柱は、電柱1本として計算する。			
7 電気、水道、下水道及び電話の使用料並びに施設管理費用は、別に実費を徴収する。				7 電気、水道、下水道及び電話の使用料並びに施設管理費用は、別に実費を徴収する。			
				8 <u>建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課</u>			

される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税額等」という。）を加算した額とする。

9 上欄の駐車場使用料の額は、消費税額等を含む額とする。

川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第2（第16条関係）			別表第2（第16条関係）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額	土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の110を乗じ 土地使用料を加算した額	建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に当該建物の敷地に対する土地使用料を加算した額
備考			備考		
1～3 （略）			1～3 （略）		
4 使用料の額に <u>円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。			4 使用料の額に <u>1円未満</u> の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。		
5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。			5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。		
6 この使用料には、附帯設備及び冷暖房の使用料を含む。			6 この使用料には、附帯設備及び冷暖房の使用料を含む。		
7 電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。			7 電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。		
8 その他の目的外の使用料については、市長が別に定める。			8 その他の目的外の使用料については、市長が別に定める。		
			9 <u>建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。</u>		



亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>別表第3（第3条の7、第10条関係）</p> <p>使用料</p> <p>1 公園施設を設け、又は管理する場合 表（略）</p> <p>2 公園を占用又は利用する場合 表（略）</p> <p>（備考）</p> <p>1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満のとき、又は1年未満の端数が生じたときは、月割計算により使用料を算出する。</p> <p>2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満のとき、又は1月未満の端数が生じたときは、日割計算により使用料を算出する。</p> <p>3 使用料の額が面積若しくは長さを単位として定められている場合において、1平方メートル未満若しくは1メートル未満のとき、又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数が生じたときは、それぞれ1平方メートル若しくは1メートルとして使用料を算出する。</p>	<p>別表第3（第3条の7、第10条関係）</p> <p>使用料</p> <p>1 公園施設を設け、又は管理する場合 表（略）</p> <p>2 公園を占用又は利用する場合 表（略）</p> <p>（備考）</p> <p>1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満のとき、又は1年未満の端数が生じたときは、月割計算により使用料を算出する。</p> <p>2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満のとき、又は1月未満の端数が生じたときは、日割計算により使用料を算出する。</p> <p>3 使用料の額が面積若しくは長さを単位として定められている場合において、1平方メートル未満若しくは1メートル未満のとき、又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数が生じたときは、それぞれ1平方メートル若しくは1メートルとして使用料を算出する。</p> <p>4 <u>使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。</u></p>



亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>別表（第3条関係） 道路占用料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。</li> <li>2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。</li> <li>3 1件の占用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。</li> <li>4 露店、商店、置場その他これらに類するものを地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける占用において、道路に備付けの電源を使用する場合には、1口につき1時間当たり100円を加算するものとする。</li> </ol>	<p>別表（第3条関係） 道路占用料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用目的が類別の単位に満たないものは、1単位に切り上げる。</li> <li>2 年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額とし、月数をもって定める占用料で1月に満たないものは、1月に相当する額とする。</li> <li>3 1件の占用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。</li> <li>4 露店、商店、置場その他これらに類するものを地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける占用において、道路に備付けの電源を使用する場合には、1口につき1時間当たり100円を加算するものとする。</li> <li>5 <u>占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。</u></li> </ol>

亀岡市河川の占用等に関する条例（平成12年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 流水占用料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <p>(1) 占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。</p> <p>(3) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 流水占用料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <p>(1) 占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。</p> <p>(3) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは、100円とし、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。</p> <p><u>(4) 上欄の金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税額等」という。）を含む額とする。</u></p>
<p>2 土地占用料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <p>(1) 占用期間が、1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。</p> <p>(3) 占用の数量が、1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。</p> <p>(4) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは、100円とし、</p>	<p>2 土地占用料</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <p>(1) 占用期間が、1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。</p> <p>(2) 占用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。</p> <p>(3) 占用の数量が、1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。</p> <p>(4) 当該年度の占用料が1件につき100円未満のものは、100円とし、</p>

徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

(5) この表に掲げるもの以外の占用については、この表中類似のもの  
の占用料によるものとする。

### 3 土石等採取料

表(略)

備考

- (1) 採取の数量が1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数  
を生じた場合の端数は、1単位として計算する。
- (2) 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨て  
る。

徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

(5) この表に掲げるもの以外の占用については、この表中類似のもの  
の占用料によるものとする。

(6) 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この額に消費税  
額等を加算した額とする。

### 3 土石等採取料

表(略)

備考

- (1) 採取の数量が1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数  
を生じた場合の端数は、1単位として計算する。
- (2) 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨て  
る。
- (3) 上欄の金額は、消費税額等を含む額とする。

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(占用料)</p> <p>第24条 管理者は、前条第1項の占有の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件</p> <p>(2) 管理者が特別の理由があると認めた占有物件</p> <p>2 前項の占用料の額及び徴収方法は、亀岡市道路の占有に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）第3条以下の規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは「公共下水道の施設又はその敷地」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。第35条第1項において同じ。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（特別な場合における使用料の算定）</p>	<p>(占用料)</p> <p>第24条 管理者は、前条第1項の占有の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件</p> <p>(2) 管理者が特別の理由があると認めた占有物件</p> <p>2 前項の占用料の額及び徴収方法は、亀岡市道路の占有に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）第3条以下の規定を準用する。この場合において、同条例中「道路」とあるのは「公共下水道の施設又はその敷地」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。<u>ただし、公共下水道の施設の占用料の額は、占有の期間にかかわらず、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加算した額とする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（特別な場合における使用料の算定）</p>

第35条 期中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第35条 期中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加算した額とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)